

るものとする。

学校給食センターについては、新市に引き継ぐものとし、給食費については、合併翌年度に統一するよう調整するものとする。

○生涯学習事業の取扱い

〔調整方針〕

生涯学習事業については、原則として新市に引き継ぎ、合併時或いは合併翌年度に統一するものとする。ただし、差異のある事業については、その実施方法や内容について新市において調整するものとする。

【第12回合併協議会】（平成16年3月29日・境町役場大会議室）

〔協議事項〕

協議第14号 新市の事務所の位置について

協議第16号 新市の名称について

協議第17号 新市まちづくり計画（素案）について…別表1参照

〔行政制度等の調整方針案〕

（継続）

協議検討項目番号14 一部事務組合等の取扱い

協議検討項目番号15 使用料・手数料等の取扱い

協議検討項目番号16 公共的団体等の取扱い

協議検討項目番号17 補助金・交付金等の取扱い

協議検討項目番号18 行政連絡機構の取扱い

協議検討項目番号21 事務事業の取扱い

分類番号11 農林水産事業の取扱い

分類番号13 水道事業の取扱い

分類番号14 下水道事業の取扱い

（新規）

協議検討項目番号9 地方税の取扱い

協議検討項目番号21 事務事業の取扱い

分類番号2 納税の取扱い

分類番号7 国民健康保険事業の取扱い

〔議決事項〕

議案第3号 平成16年度岩井市・猿島町・境町合併協議会事業計画について

議案第4号 平成16年度岩井市・猿島町・境町合併協議会予算について

〔協議会概要〕

第12回合併協議会では、協議事項として「新市の事務所の位置について」「新市まちづくり計画（素案）について」及び「行政制度等の調整方針案について」協議するとともに、議決事項として平成16年度事業計画、予算について協議した。

新市の事務所の位置については、石塚会長から「市長・町長、議長の6者で、1月19日から、8回にわたり会議を開催するなど協議を進めています。協議の過程において、合併協議会へ提案する際は、分庁方式における各庁舎への機能の配置案と、新庁舎の建設位置を、同時にセットで提案することを6者で合意し、それらの観点から協議をして、十分理解が見いだせる段階にきています。しかし、今後も十分な協議をしていく必要があります。合意形成を図るための協議を引き続き行うので、今しばらくお時間をいただきたい。」と報告された。

新市まちづくり計画（素案）については、合併協議会委員からの意見等を踏まえ、修正された『素案』を協議・検討した。今後は県との事前協議を行い『最終案』を作成し、県との正式協議を経て策定することとなった。

行政制度等の調整方針案については、前回からの継続である8件について決定した。新規案件である3件

については、次回以降も協議検討を行うこととした。

なお、新市の名称については、新市の事務所の位置に係る案件と合わせて協議することが適当であるとの観点から、以後、改めて協議することとなった。

〈別表1〉 新市まちづくり計画（素案）について（抜粋）

新市まちづくり計画は、新市のビジョンを示すもので、ここで位置づけた事業に対しては、合併特例債をはじめとした合併にかかわる財政支援措置を受けることができる。

| | |
|---------|---|
| ○人口等の想定 | 新市10万人（平成26年目標） |
| ○土地利用構想 | 都市的土地利用の推進，道路体系の整備，水と緑のネットワークの構築 |
| ○基本構想 | |
| | 【基本構想を実現するための分野別計画】 |
| | 1 快適な暮らしと安全を支えるまちづくり（都市基盤・安全対策） |
| | 2 人と自然に優しい環境づくり（環境） |
| | 3 飛躍的に増大する交流・連携を生かしたまちづくり（産業） |
| | 4 福祉，医療の充実による笑顔のあふれる社会づくり（福祉・健康） |
| | 5 過去，現在，未来をつなぐ文化の継承と未来を築く人づくり（教育・文化） |
| | 6 心かよう交流社会の形成と住民参加のまちづくり（住民参加・交流・コミュニティ） |
| | 7 新市のまちづくりを支える行財政基盤の確立（行財政） |
| | 【分野別計画を推進する5つのプロジェクト】 |
| | 1 野菜生産地ブランド拡充プロジェクト |
| | 2 新交流連携プロジェクト |
| | 3 交通ネットワーク整備プロジェクト |
| | 4 育み・支えあうまちづくりプロジェクト |
| | 5 資源循環型社会のリーディング都市づくりプロジェクト |
| ○財政計画 | |
| | 【合併による削減効果】 人件費 約63億円（10年間） 物件費・補助費等 約36億円 |
| | 【財政支援制度の活用】 |
| ・地方交付税 | 合併直後の臨時的経費に係る財政措置（普通交付税，5カ年） 約6.6億円 新たな特別交付税措置（特別交付税，3カ年） 約8.5億円 |
| ・国・県補助金 | 合併市町村補助金（国，合併から3カ年） 4.5億円 市町村合併特例交付金（茨城県，合併から5カ年） 7.5億円 |
| ・地方債 | 合併特例債の発行 約290億円 |

※行政制度等の調整方針（第12回合併協議会決定内容）

○一部事務組合等の取扱い

〔調整方針〕

1市2町が構成団体として加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。

○使用料・手数料等の取扱い

〔調整方針〕

1市2町で差異のない使用料・手数料等については、原則現行のとおりとし、差異のある使用料・手数料等については、新市における住民の一体性の確保や、負担公平の原則から、適正な料金として調整するものとする。

○公共的団体等の取扱い

〔調整方針〕

公共的団体等については、新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

1. 1市2町で共通している団体については、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
2. 独自の目的を持った団体については、合併時までに調整に努めるものとする。
3. 統合に時間を要する団体については、3年以内を目途に統合するよう調整に努めるものとする。

○補助金・交付金等の取扱い

〔調整方針〕

同種の補助金・交付金等については、原則として統一を図るよう調整するものとし、独自の補助金・交付金等については、従来からの経緯や実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。

また、合併後においても、その事業目的や実績・効果並びに新市全体の均衡の観点から総合的に評価し、逐次調整を行うものとする。

○行政連絡機構の取扱い

〔調整方針〕

行政連絡機構については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内を目途に統一するものとする。

○農林水産事業の取扱い

〔調整方針〕

農林水産事業については、生産者や各関係団体と引き続き連携を図りながら、新市の事業を推進するものとする。

生産者に係る支援制度については、合併時に統一するものとし、土地改良等の継続事業については、新市に引き継ぐものとする。

○水道事業の取扱い

〔調整方針〕

1市2町の水道事業に係る整備計画については、新市に引き継ぎ、継続して実施していくものとする。

水道料金等については、合併後3年以内を目途に調整、統一するものとする。

○下水道事業の取扱い

〔調整方針〕

1市2町で実施している下水道事業、農業集落排水事業については、引き続き実施していくものとする。

下水道事業、農業集落排水事業の各種制度については、合併後3年以内を目途に調整、統一するものとする。ただし、合併前に決定された各下水道事業区域の負担金及び各農業集落排水事業区域の分担金については、現行のとおりとする。

【第13回合併協議会】（平成16年4月20日・岩井市立総合体育館卓球場）

〔協議事項〕

協議第14号 新市の事務所の位置について

協議第16号 新市の名称について…別表1参照

〔行政制度等の調整方針案〕

（継続）

協議検討項目番号9 地方税の取扱い

協議検討項目番号21 事務事業の取扱い

分類番号2 納税の取扱い

分類番号7 国民健康保険事業の取扱い

（新規）

協議検討項目番号10 一般職の職員の身分の取扱い

〔協議会概要〕

第13回合併協議会では「新市の事務所の位置について」「新市の名称について」「行政制度等の調整方針案」について協議した。

新市の事務所の位置について（案）は、1市2町の市長・町長，各議会議長の6者で構成する会議においてとりまとめられた案が提案され，協議した。

新市の事務所の位置についての案件は，次回以降への継続協議とした。

新市の名称（案）については，新市名称検討小委員会が報告した名称候補10点について，委員の投票を行い，上位3点を選ぶ。名称は「坂東市」「緑野市」「将門市」の3点。

3点の中から，次回以降の協議により，新市名称を決定する。

行政制度等の調整方針案については，前回からの継続である3件について決定。

茨城県の人事異動に伴い，学識経験者委員として，大崎正昭委員（茨城県県西地方総合事務所長）と笠尾卓朗委員（茨城県地域計画課長）に委嘱した旨を報告した。

〈別表1〉 新市の名称について（抜粋）

第13回合併協議会において，小委員会から報告のあった10点の新市名称候補の中から，県職員の委員（3人）を除く27名の委員の投票により，3点に絞り込んだ。

今後は，この3点の名称候補について，合併協議会において協議を行い，新市名称を決定する。

新市名称候補

| |
|-------------------------------|
| 坂東市（ばんどう），緑野市（みどりの），将門市（まさかど） |
|-------------------------------|

名称候補絞り込みのための投票結果

| 西南南市 | むつみ野市 | みどりの市 | 将門市 | 幸市 | 利根市 | 緑野市 | 大利根市 | 坂東市 | 下総市 | 名称 |
|------|-------|-------|-----|----|-----|-----|------|-----|-----|--------------|
| 1 | 0 | 1 | 10 | 8 | 7 | 20 | 9 | 24 | 1 | 得点 (ポイント) |

※投票方法：27名の委員が，名称候補10点の中から委員1人2点を選定し，第1位，第2位の順位を付し，投票した。

第1位には2点，第2位には1点の得点を付与した。

※行政制度等の調整方針（第13回合併協議会決定内容）

○地方税の取扱い

〔調整方針〕

1市2町で差異のある税制については，原則合併時に統一するものとする。

法人市民税の法人税割の税率については，14.7%とするものとする。ただし，市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し，合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとするものとする。

都市計画税については，合併時に岩井市の制度に統一するものとする。ただし，猿島町，境町においては，市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度について課税を免除するものとする。

○納税の取扱い

〔調整方針〕

新市の納税の取扱いについては，口座振替制度とし，その他の差異のある制度については，合併時に統一するものとする。

○国民健康保険事業の取扱い

〔調整方針〕

国民健康保険制度については、原則合併時に統一するものとする。

税率については、住民負担や医療費の動向を勘案しながら調整し、合併翌年度に統一するものとする。

人間ドック補助事業、医療福祉事業については、合併翌年度に統一するものとする。

【第14回合併協議会】（平成16年5月11日・猿島町中央公民館講堂）

[協議事項]

協議第14号 新市の事務所の位置について…別表1参照

協議第16号 新市の名称について…別表2参照

[行政制度等の調整方針案]

(継続)

協議検討項目番号10 一般職の職員の身分の取扱い

[協議会概要]

第14回合併協議会では新市の事務所の位置について、新市の名称について、行政制度等の調整方針案について協議した。

新市の事務所の位置については、第13回の合併協議会で提案された内容について協議・検討し、原案のとおり決定した。

新市の名称については、第13回の合併協議会で絞られた3つの名称候補について協議・検討し最終的には投票により『坂東市（ばんどうし）』に決定した。

行政制度等の調整方針案については、前回からの継続である1件について決定した。

〈別表1〉 新市の事務所の位置について（抜粋）

新市の事務所の位置については、市長、町長及び議長を構成員とする6者協議で10回にわたり会議を開催し、合併協議会へ提案する案がとりまとめられた。この案は、第13回合併協議会に提案され、第14回合併協議会において、引き続き協議・検討を行い、原案のとおり決定した。

決定内容

新市の事務所の位置について

1 分庁方式を採用することとし、それぞれ岩井庁舎、猿島庁舎、境庁舎と呼称する。

①新市の事務所の位置は、岩井庁舎の位置とする。

②各庁舎へ配置する機能は、原則として、岩井庁舎へは総務部門、企画部門、市民部門、環境部門、商工観光部門を、猿島庁舎へは保健福祉部門、農政部門、農業委員会を、境庁舎へは企画（電算）部門、交通防災部門、建設部門、教育部門、議会を配置することとする。

2 合併後の新庁舎の建設については、その位置は1市2町の接点（境界点）や中心点を踏まえ、概ね中心部とする。

新市の事務所の位置 決定までの経過

| 年 月 | 合併協議会など | 内 容 |
|----------|-----------|---|
| H15. 8 | 第4回 | 事務所の位置の検討方法について協議・検討 |
| H15. 9 | 第5回 | 事務所の位置の検討方法について決定 |
| H15. 10 | 第6回 | 1市2町の事務所の現況について確認 |
| H15. 11 | 視察研修 | つくば市で合併後の事務所の形態等について研修 |
| H15. 12 | 第8回 | 事務所の形態ごとの留意事項を踏まえて、合併後の事務所のあり方について協議・検討 |
| H16. 1 | 第9回 | 市長・町長、各議長の6者間で協議し、案を作成することとなる |
| H16. 1～4 | 6者協議（10回） | 合併協議会へ提案する案を検討 |
| H16. 4 | 第13回 | 事務所の位置について（案）を提案 |
| H16. 5 | 第14回 | 事務所の位置について、原案どおり決定 |

〈別表2〉 新市の名称について（抜粋）

| |
|--|
| <p>第14回合併協議会では、第13回合併協議会で絞られた名称候補3点から名称を決定する方法について協議した。</p> <p>決定方法は、県職員の委員（3人）を除く27人の投票により行うこととした。</p> <p>投票により、3分の2以上の票（18票）を獲得した名称がある場合は、その名称を新市名称として決定、3分の2に達するものがない場合は、委員の協議または上位2点の決選投票により決定することとした。</p> <p>この方法で投票を行った結果、最初の投票で「坂東市」が19票（3分の2以上）獲得し、新市名称として決定した。</p> <p>続けて、坂東市（ばんどうし）を応募頂いた方の中から、名付け親大賞1名と、名付け親賞5名の抽選を行った。</p> |
|--|

| 名称選定理由 この地域は、歴史的にも古くから坂東と呼ばれ、坂東太郎（利根川）や坂東武者もイメージでき、関東地方の中心となる雄大で力強い新市を期待できる。 坂東太郎（利根川）として地理的な位置がイメージできる。（小委員会報告書より） | 投票結果 | | | |
|---|------|-------------|-------------|-------------|
| | 名 称 | 将 門 市 | 緑 野 市 | 坂 東 市 |
| | 得票 | 0票 | 8票 | 19票 |

| | |
|---------|-----------|
| ◎名付け親大賞 | 古 矢 義 明 様 |
| ○名付け親賞 | 中 山 建 夫 様 |
| | 倉 持 はつの 様 |
| | 忍 田 明 様 |
| | 藤 井 てる子 様 |
| | 武 井 ケエ子 様 |

新市名称決定までの経過

| 年 月 | 合併協議会等 | 内 容 |
|---------|--------|---|
| H15. 8 | 第4回 | 新市名称の検討方法について協議・検討 |
| H15. 9 | 第5回 | 公募すること、及び小委員会を設置し、絞り込みを行うことを決定 |
| H15. 10 | 第6回 | 公募の際の選定基準（既存名称は使用しないこと等）や検討スケジュールについて決定 |
| | — | 応募はがき付き案内チラシを全戸配布 |
| H15. 11 | — | 新市名称公募（11月1日～30日）1市2町内在住の小学校4年生以上 |
| | 第7回 | 小委員会での名称絞り込み基準等について協議・決定 |
| | 第1回小 | 小委員会のスケジュール等について協議 |
| H15. 12 | 第2回小 | 応募総数2,553点の中から有効・無効の審査を行い、名称候補を1,806点とする。 第1次選定方法を決定 |
| | 第3回小 | 第一次選定（委員1人10点以内） |
| H16. 1 | 第4回小 | 第一次選定により66点に絞り込み 第2次選定方法を決定 |
| | 第9回 | 小委員会中間報告（応募点数、有効無効の審査結果、第1次選定結果） |

第15回合併協議会では、合併の期日、行政制度等の調整方針案、坂東市まちづくり計画（案）について、協議・検討した。また、平成15年度事業の報告と決算認定をした。

合併の期日については、これまでの協議で、「合併の期日（目標）は平成17年3月とする」と合意していたが、今回の合併協議会においては、具体的な期日について、協議・検討を行い原案どおり「平成17年3月22日」とすることを承認した。

「地域審議会の設置」については、第8回合併協議会からの継続案件となっており、今回の合併協議会でも協議・検討されたが、次回以降への継続とする。

新規案件は6件を協議・検討し、すべて次回への継続協議とした。

3月の第11回、第12回合併協議会において協議・承認した新市まちづくり計画（素案）については、茨城県との事前協議の結果を踏まえ、首都圏中央連絡自動車道の整備、国道354号の整備など11件の国・県道の整備のほか、県営畑地帯総合整備事業などの県事業等を位置付けるとともに、『第5部 公共的施設の統合整備』を加えた、坂東市まちづくり計画（案）について協議・検討した。

坂東市まちづくり計画（案）については、次回以降も引き続き協議検討を行い、案を承認後、茨城県知事との本協議を経て、最終決定する予定となった。

〈別表1〉 合併の期日について（抜粋）

合併の期日について 合併の期日は、平成17年3月22日とする。

期日選定の理由

- 1 第2回合併協議会において、「合併の期日（目標）は平成17年3月とする」と決定されている。
- 2 新市への移行作業は、住民サービスが低下しないよう注意を払わなければならない。
 - ・ 3月22日を合併期日とすることにより、2月16日から3月15日までの確定申告の期間を避けることができる。
 - ・ 3月22日は、当該日の前が祝日を含め3連休となることから、閉庁期間中において、移行事務の時間を十分に確保できる。
- 3 各市町の平成16年度事業は、極力現行の各自治体において処理することが望ましく、年度末の3月22日の合併ならほぼ終了することが可能である。

【第16回合併協議会】（平成16年6月25日・境町役場大会議室）

[協議事項]

協議第19号 坂東市まちづくり計画（案）について

[行政制度等の調整方針案]

（継続）

- 協議検討項目番号5 財産の取扱い
- 協議検討項目番号8 地域審議会の設置
- 協議検討項目番号13 組織及び機構の取扱い
- 協議検討項目番号20 慣行の取扱い（追加）
- 協議検討項目番号7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 協議検討項目番号6 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 協議検討項目番号11 特別職の職員の身分の取扱い

[協議会概要]

第16回合併協議会では、坂東市まちづくり計画（案）、行政制度等の調整方針案について、協議・検討した。継続案件となっていた坂東市まちづくり計画（案）については、本案のとおり承認され、今後、合併特例法第5条第3項の規定に基づき、県知事へ申請を行うこととした。

行政制度等の調整方針案については、継続となっていた「地域審議会の設置」及び新規案件5件を決定し、「議会議員の定数と任期の取扱い」及び「特別職の職員の身分の取扱い」については、次回以降への継続と

なった。

また、6月17日、市民団体から境町に岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意思を問う住民投票執行請求が提出されたことに伴い、今後、合併協議会を継続していくことが可能であるかどうかを、7月5日までに決断していただく旨を境町に要請した。

※行政制度等の調整方針（第16回合併協議会決定内容）

○財産の取扱い

[調整方針]

1市2町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。

ただし、特定目的基金については、当該事業を推進するための財源として旧市町単位で特例的運用を認めるものとする。

○地域審議会の設置

[調整方針]

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の1市2町の区域ごとに設置する。

地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

○組織及び機構の取扱い

[調整方針]

当面は、現行の岩井庁舎・猿島庁舎・境庁舎を有効に活用する分庁方式とし、庁舎ごとに部門（部課）を分散配置するものとする。

各庁舎には、住民サービスの利便性の一層の向上を図れるよう窓口センター及び必要に応じた現地担当組織を配置するものとする。

○慣行の取扱い（追加）

[調整方針]

表彰制度については、新市において制定するものとする。ただし、旧市町の名誉市町民については、当該称号及び待遇を新市に引き継ぐものとする。

○農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

[調整方針]

新市に1つの農業委員会を設置するものとし、1市2町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の選挙による委員の定数は、30人とするものとする。

新市の選挙の単位は、旧市町の区域に1選挙区を設けることとし、各選挙区において選挙すべき定数は、新市において定めるものとする。

【第17回合併協議会】（平成16年7月9日・猿島町生子菅地区農業構造改善センター）

[協議会概要]

境町の諸事情により、合併協議会を進めることができなくなった。

第17回合併協議会では、当初予定していた案件の協議は行えず、「今後の協議の進め方」を議題として協議した。

最初に野村境町長から、石塚岩井市長並びに野口猿島町長に対し、住民投票は避けられない旨及び住民投票を行うまでの間（概ね二か月）合併協議会を休止してほしいことについて、要請書を読み上げたうえ、提出された。

これを受け、岩井市長と猿島町長の連名により、境町長に対し、「早期に住民投票を行うとともに境町議会の意向も含めて9月中旬に結論を出すこと」及び「1市2町の合併推進を基本とするが、住民投票の結果によっては、1市2町の合併が困難となる場合も想定されることから、岩井市と猿島町の合併協議会の設置と合併推

進をせざるをえないこと」の2点についての申し入れがなされた。併せて岩井市長及び猿島町長それぞれの見解が申し添えられた。

協議の結果、これらのことについての最終的なとりまとめとして、合併協議会を休止することとされた。

また、1市2町の合併推進を基本として継続していくものだが、住民投票の結果によっては、1市2町の合併が困難となることも想定されることから、岩井市、猿島町は1市1町の合併についても並行して検討していくこととなった。

(2) 住民説明会

| 日 | 時 | 地区名 | | 会 場 | 参加人数 |
|----------|---------|-----|-------|-------------------|-------|
| 5月20日(木) | 午後7時から | 猿島町 | 逆井・山 | 逆井山小学校体育館 | 123 |
| 5月21日(金) | 午後7時から | 猿島町 | 生子・菅谷 | 生子菅小学校体育館 | 68 |
| 5月22日(土) | 午後7時から | 猿島町 | 沓掛 | 沓掛小学校体育館 | 74 |
| 5月23日(日) | 午後2時から | 猿島町 | 内野山 | 内野山小学校体育館 | 61 |
| 5月23日(日) | 午後7時から | 岩井市 | 弓馬田 | 弓馬田小学校体育館 | 37 |
| 5月27日(木) | 午後7時から | 岩井市 | 飯島 | 飯島コミュニティセンターいなほの里 | 73 |
| 5月28日(金) | 午後7時から | 岩井市 | 神大実 | 神大実小学校体育館 | 71 |
| 5月29日(土) | 午後7時から | 岩井市 | 七郷 | 七郷小学校体育館 | 68 |
| 5月30日(日) | 午前10時から | 岩井市 | 中川 | 中川小学校体育館 | 80 |
| 5月30日(日) | 午後7時から | 岩井市 | 長須 | 長須小学校体育館 | 55 |
| 6月2日(水) | 午後7時から | 境町 | 森戸 | 境町中央公民館 | 230 |
| 6月3日(木) | 午後7時から | 岩井市 | 岩井第1 | 岩井市立総合体育館卓球場 | 36 |
| 6月5日(土) | 午後7時から | 境町 | 長田 | 境町中央公民館 | 280 |
| 6月6日(日) | 午後2時から | 岩井市 | 七重 | 七重小学校体育館 | 105 |
| 6月6日(日) | 午後7時から | 岩井市 | 岩井第2 | 岩井市民音楽ホール（ベルフォーレ） | 98 |
| 6月7日(月) | 午後7時から | 境町 | 静 | 境町中央公民館 | 255 |
| 6月8日(火) | 午後7時から | 境町 | 境 | 境町中央公民館 | 457 |
| 6月9日(水) | 午後7時から | 境町 | 猿島 | 境町中央公民館 | 395 |
| 計 | | | | | 2,566 |
| 岩井市 | | | | | 623 |
| 猿島町 | | | | | 326 |
| 境町 | | | | | 1,617 |

①期 間 平成16年5月20日～6月9日（18回 1市2町の小学校区単位）

②出席者 会長，副会長，合併協議会委員，助役，収入役，教育長，合併担当課，合併協議会事務局等

③説明内容 合併協議の経過とスケジュール，協議検討項目，新市まちづくり計画（素案）

④説明資料 経過及び協議検討項目に係る資料，新市まちづくり計画（素案）

4 岩井市・猿島町・境町合併協議会の休止

境町において、合併の是非について賛否を問う住民投票が実施されることとなり、境町長から協議会休止の要請書が提出され、7月9日の第17回合併協議会を最後に1市2町の合併協議会は休止となる。

○境町長からの要望文書

平成16年 7月 9日

岩井市長 石 塚 仁太郎 様
猿島町長 野 口 正 夫 様

境町長 野 村 康 雄

岩井市・猿島町・境町合併協議会開催休止について（お願い）

貴職におかれましては、当合併協議会の運営が円滑に運営されるよう、常日頃から、深いご理解のもと、何かとご指導ご尽力を賜り心から厚く御礼申し上げます。

さて、すでに新聞報道等でご承知のこととは存じますが、境町における市町村合併に関する事につきまして、私からご説明させて頂きたいと存じます。

去る7月5日、平成16年第4回境町議会臨時会が開催され、「岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意思を問う住民投票実施を求める決議案の採択について」の議案が提出され、賛成多数で可決された結果、町宛に決議書が送付されました。

これは、住民投票執行を求める、町民11,758名の署名が町あて提出されたことが要因であります。議会決議とともに、これらを熟慮いたしました結果、話し合いによる解決は困難であり、住民投票は避けられないものと判断するに至っております。

早急に作業を開始するにいたしましても、今後、住民投票が完了するまでには、説明会をはじめ、概ね2か月を要すると思われ、この間、当合併協議会の休止をお願いさせて頂きたいと存じます。

16回の協議会を重ね、基本4項目は勿論、38の協定項目がほぼ承認された今、岩井市及び猿島町の皆様に対しましては、この時期に大変なご迷惑をおかけすることとなり、休止をお願いすることは、副会長の立場としても、誠に痛恨の極みではありますが、何とぞ諸事情をご賢察のうえ、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○岩井市長、猿島町長からの申し入れ書

合併協議に関する申し入れ書

岩井市、猿島町、境町においては、平成17年3月の合併特例法期限内の合併を目指して、法定合併協議会を設置し、これまで16回にわたる協議会を開催し、委員が慎重に協議を重ね、同意を見、基本4項目をはじめほぼ協議事項も整い、合併協定書の調印を目前とするまでにいたったところであるが、今回の境町の合併についての住民投票をめぐる動きによって、境町長から口頭による岩井市・猿島町・境町合併協議会の休止要請がなされているところである。このことは、今後の1市2町の合併推進に大きな影響を及ぼすものである。

よって、岩井市並びに猿島町としては、次のことを境町に申し入れる。

記

- 1 住民投票実施の有無並びに法定合併協議会の休止要請について、速やかに文書をもって明らかにされたい。
- 2 1市2町合併推進事務の時間的な問題もあり、住民投票を実施される場合には、早期に住民投票を行い、境町議会の意向も含めて、本年9月中には結論をだされたい。

3 従来どおり、1市2町の合併推進を基本として継続していくものとするが、住民投票の結果によっては、1市2町の合併が困難となる場合も想定されることから、岩井市と猿島町の法定合併協議会の設置及び合併の推進も検討せざるを得ない。

平成16年7月9日

岩井市長 石塚 仁太郎
猿島町長 野口 正夫

境町長 野村 康雄 殿

経過について

〔平成16年3月18日〕境町議会において、「岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意志を問う住民投票条例」を可決。

〔平成16年7月5日〕境町議会において、「岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意志を問う住民投票実施を求める決議案の採択について」の議案を可決。

〔平成16年9月12日〕境町で「岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意志を問う住民投票」を実施。

開票の結果、反対8,699票、賛成6,124票で反対票が賛成票を上回る。

〔平成16年9月24日〕境町長から、岩井市長、猿島町長に対して、1市2町の合併協議会（岩井市・猿島町・境町合併協議会）からの離脱の申し入れ。

(1) 住民説明会

| 日 時 | | 地区名 | | 会 場 | 参加人数 |
|----------|--------|-----|--------------|-----------|------|
| 7月26日(月) | 午後7時から | 岩井市 | 飯島・神大実 | 神大実小学校体育館 | 43 |
| | | 猿島町 | 逆井・山 | 逆井山小学校体育館 | 113 |
| 7月27日(火) | 午後7時から | 猿島町 | 沓掛 | 沓掛小学校体育館 | 76 |
| 7月28日(水) | 午後7時から | 猿島町 | 内野山 | 内野山小学校体育館 | 26 |
| 7月29日(木) | 午後7時から | 岩井市 | 七郷・中川 | 南中学校体育館 | 53 |
| | | 猿島町 | 生子・菅谷 | 生子菅小学校体育館 | 70 |
| 7月30日(金) | 午後7時から | 岩井市 | 弓馬田・長須・七重・岩井 | 岩井中学校体育館 | 74 |
| 計 | | | | | 455 |
| 岩井市 | | | | | 170 |
| 猿島町 | | | | | 285 |

①期 間 平成16年7月26日～30日（7回）

②出席者 会長、副会長、合併協議会委員、助役、収入役、教育長、合併担当課、合併協議会事務局等

③説明内容 岩井市・猿島町での合併推進について

5 岩井市・猿島町・境町合併協議会の廃止

境町の住民投票の結果反対多数となり、これを尊重することとした境町から、岩井市及び猿島町に「岩井市・猿島町・境町合併協議会」からの離脱の申し入れが行われた。

これを受け、平成16年12月定例議会において、岩井市、猿島町及び境町それぞれで、地方自治法第252条の6の規定に基づく合併協議会の廃止議案が可決された。

平成16年12月22日付で「岩井市・猿島町・境町合併協議会」は廃止された。

岩企企発第105号
猿企発第446号
境企発第117号
平成16年12月20日

茨城県知事 橋本昌様

岩井市長 石塚仁太郎
猿島町長 野口正夫
境町長 野村康雄

岩井市・猿島町・境町合併協議会の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、平成16年12月22日をもって岩井市・猿島町・境町合併協議会を廃止するので、別添の書類とともにお届けします。

添付書類

- 1 合併協議会を廃止した理由書
- 2 合併協議会廃止に関する協議書の写し
- 3 関係市町議会の議決証明書
- 4 関係市町告示書の写し

岩井市・猿島町・境町合併協議会廃止理由書

平成15年5月14日に「岩井市・猿島町・境町合併協議会」を設置し、委員構成30人によります、合併に関します協議検討を進めてきたところでございますが、境町から「岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意思を問う住民投票」を実施することから、平成16年7月9日に開催された第17回合併協議会において、「岩井市・猿島町・境町合併協議会の休止」の申し入れがあり、同協議会での協議の結果、休止がされたところであります。

そして、平成16年9月12日に行われた境町の住民投票の結果は投票率67.77%で反対多数となり、これを尊重することとした境町から、平成16年9月24日、岩井市及び猿島町に「岩井市・猿島町・境町合併協議会」からの離脱の申し入れが行われました。

これを受けまして、1市2町の合併協議会の廃止に向けた事務を進めてまいりました中、平成16年12月定例議会において、岩井市、猿島町及び境町それぞれで、地方自治法第252条の6の規定に基づく合併協議会の廃止議案が可決されましたことから、平成16年12月22日付で「岩井市・猿島町・境町合併協議会」の廃止をするものであります。

岩井市・猿島町・境町合併協議会の廃止に関する協議書

岩井市、猿島町及び境町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、岩井市・猿島町・境町合併協議会（以下「協議会」という。）の廃止について協議を行った結果、下記のとおりとする。

記

- 1 協議会は、平成16年12月22日をもって廃止するものとする。
- 2 協議会の収支は、協議会規約第19条の規定により、会長であった者がこれを決算するものとする。
- 3 決算により生じた剰余金、及び協議会の備品については、1市2町に対して均等にこれを配分するものとする。

この協議の証として、本書3通を作成し、各1通を所持する。

平成16年12月20日

| | |
|-------|---------|
| 岩井市長 | 石 塚 仁太郎 |
| 猿島町長 | 野 口 正 夫 |
| 境 町 長 | 野 村 康 雄 |

議案第80号

岩井市・猿島町・境町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、岩井市・猿島町・境町合併協議会を平成16年12月22日をもって廃止するものとする。

平成16年12月17日提出

岩井市長 石 塚 仁太郎

議案第58号

岩井市・猿島町・境町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、岩井市・猿島町・境町合併協議会を平成16年12月22日をもって廃止するものとする。

平成16年12月 8 日提出

猿島町長 野 口 正 夫

議案第70号

岩井市・猿島町・境町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、岩井市・猿島町・境町合併協議会を平成16年12月22日をもって廃止する。

平成16年12月7日提出

境町長 野村康雄

(提案理由)

平成15年5月14日に設置された岩井市・猿島町・境町合併協議会について、住民投票の結果、合併をしないこととなったため、地方自治法の規定により提案するものである。

岩井市告示第133号

岩井市・猿島町・境町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、平成16年12月22日をもって岩井市・猿島町・境町合併協議会を廃止する。

平成16年12月20日

岩井市長 石塚仁太郎

猿島町告示第42号

岩井市・猿島町・境町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、平成16年12月22日をもって岩井市・猿島町・境町合併協議会を廃止する。

平成16年12月20日

猿島町長 野口正夫

境町告示第90号

岩井市・猿島町・境町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、平成16年12月22日をもって岩井市・猿島町・境町合併協議会を廃止する。

平成16年12月20日

境町長 野村康雄

経過について

〔平成16年12月20日〕岩井市・猿島町・境町合併協議会の廃止について、県知事届出。

〔平成16年12月22日〕岩井市・猿島町・境町合併協議会の廃止。